

# 東雁来雨水ポンプ場放流渠伐開業務仕様書

## 1 業務目的

本業務は、下水道河川局が所管する東雁来雨水ポンプ場の環境整備のため、放流河川敷水路及び法面に繁茂する草木の除去・伐採処分を行い、適正な管理を図るものである。

## 2 業務実施場所

東雁来雨水ポンプ場放流渠（別添位置図参照）

東区東雁来12条4丁目10地先

## 3 履行期間

契約締結日から、令和6年3月15日まで

## 4 委託業務内容（別添図面・添付写真参照）

- (1) 別添図面に示す範囲の草木の除去・伐採を行うこと。（業務対象面積：1,380m<sup>2</sup>）
- (2) 木本類は可能な限り地面に近いところで伐採し、切り株が点検作業等の支障とならないようにすること。伐採木等は札幌市環境事業公社（篠路資源化センター）または本市環境事業部清掃工場に運搬し、処分すること。ただし、運転休止中等で搬入できない場合は業務担当職員の指示を受けること。
- (3) 草本類は、草丈5センチメートル以内程度に刈り取り、刈草等は本市環境事業部清掃工場に運搬し処分すること。ただし、運転休止中等で搬入できない場合は業務担当職員の指示を受けること。
- (4) 別添図面の業務対象部外縁から隣地へ概ね3メートル程度伐開し、伐採物の搬出作業帯を適切に確保すること。
- (5) 伐採した草木等は遅滞なく集積し、下流に流出しないよう対策を行うこと。
- (6) 業務に際して既設の柵・杭等の移動を行った場合は、業務完了までに原状回復すること。
- (7) 業務実施場所への搬出入の際は、交通誘導警備員を配置し、通行人、通行車両の安全を確保すること。

## 5 提出書類

### (1) 業務履行前まで

- |              |    |   |                          |
|--------------|----|---|--------------------------|
| ア 業務代理人指定通知書 | 1部 | } | 2枚割印付き又は袋とじ<br>(労基署印は不要) |
| イ 業務代理人経歴書   | 1部 |   |                          |

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

### (2) 完了時

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ア 完了届                | 1部 |
| イ 業務履行前後の現場写真        | 1部 |
| ウ 伐採物の処分量計算書兼領収書（写可） | 1式 |

完了届は所定の様式があるので業務主任と打合せること。

### (3) 随時

- ア 業務工程表

業務主任の指示により提出する。様式は業務主任と打ち合わせる。

## 6 契約金額の支払い

契約金額の支払いは総価契約の一括払いとし、業務完了検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

## 7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

## 8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

## 9 留意事項

### (1) 遵守事項

業務は、設計図書（本仕様書・設計図面）及び契約書に基づき、業務主任の指示に従って履行しなければならない。

### (2) 施設の使用

施設について、業務履行に必要な場所へ無断で立ち入ってはならない。

### (3) 安全管理

受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、速やかに業務主任に報告するものとする。